

ちょっと気になるデータ解説

介護休暇・休業の利用状況と介護離職の問題

介護をめぐるさまざまな問題の背景に、日本で進む高齢化と、それに伴う介護需要の高まりがあることは論を待たないだろう。ここでは、家族の介護に直面した働く人のための介護休暇・休業制度の利用状況と、介護のための離職の状況を取り上げる。

育児・介護休業法では、従前から、要介護状態にある対象家族を介護するための介護休業制度を設けており、所定の要件を満たしていれば、通算して93日（要介護状態に至った場合、複数回の取得が可能）まで休業することができた。

2010年6月30日に施行された改正育児・介護休業法では、これに加え、介護のための短期の休暇制度を創設し、要介護状態にある対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度として、介護休暇を取得することができるようになった。

この介護休暇制度について、雇用均等基本調査では、本年7月に厚生労働省が公表した2011（平成23）年度調査の事業所調査⁽¹⁾において、制度創設後初めて調査している。同調査は調査項目の一部を毎年変えて実施しており、介護休業制度に関する調査は最近では2008（平成20）年に実施されている（後述）。

11年度調査の結果をみると、介護休暇制度の規定がある事業所の割合は67.1%であった。規模が大きくなるほど、規定がある事業所の割合が高く、事業所規模500人以上では98.6%、100～499人では94.4%、30～99人では83.6%、5～29人では62.8%となっている。

介護休暇の取得状況について、2010年4月1日から11年3月31日までの間に介護休暇を取得した人がいた事業所の割合は2.5%だった。事業所全体のうち、男女の労働者ともに介護休暇を取得した事業所の割合は0.4%、女性のみが取得した事業所の割合は1.3%、男性のみが取得した事業所の割合は0.8%で、女性の取得した割合が多くなっている。

常用労働者に占める介護休暇取得者の割合は0.14%であり、男女別にみると、女性が0.22%、男性は0.08%だった。取得者の男女比は、女性64.0%、男性36.0%となっている。介護休暇の取得日数は、女性では介護休暇取得者のうち「1～5日」の人が72.1%、「10日以上」19.6%、「6～9日」8.3%だった。男性では、「1～5日」が69.5%、次いで「10日以上」16.4%、「6～9日」14.1%となっていて、男女ともに「1～5日」の人が多い。

一方、介護休業制度を調べている2008（平成20）年度の雇用均等基本調査・事業所調査結果⁽²⁾をみると、介護休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では61.7%（05年度は55.6%）、事業所

規模30人以上では85.5%（05年度81.4%）。常用労働者に占める介護休業者（07年4月1日から08年3月31日までに介護休業を開始した人）の割合は0.06%で、男女別では、女性が0.11%、男性が0.03%だった。07年4月1日から08年3月31日までの1年間に介護休業を終了し、復職した人の介護休業の取得期間は、「1カ月～3カ月未満」が34.7%でもっとも多く、次いで「2週間～1カ月未満」20.5%、「3カ月～6カ月未満」13.3%などとなっている。

介護休業制度については、今秋に行われる本年度の雇用均等基本調査の調査項目にあがっており、最新の状況は来年7月公表予定の調査結果で明らかになる。

家族の介護に直面した労働者にとっては、就業の継続が困難になる場合もある。総務省の2007（平成19）年就業構造基本調査結果からは、家族の介護や看護のために一旦離職する人が増加している現実が浮かび上がっている⁽³⁾。

家族の介護や看護を理由とした離職者数（その後就業した人を含む）は、06年10月から07年9月の1年間で14万4800人であり、前年同期（10万4300人）から4万500人増加している。また、02年10月～03年9月（9万2500人）の1年間と比べると5万2300人多くなっている（表）。

表 介護・看護を理由に離職した人数

	総数	男性	女性
2006年10月～07年9月	144,800	25,600	119,200
2005年10月～06年9月	104,300	19,100	85,100
2004年10月～05年9月	103,500	20,400	83,200
2003年10月～04年9月	98,900	16,000	82,900
2002年10月～03年9月	92,500	14,700	77,800

資料出所：総務省「就業構造基本調査」（平成19年）

就業構造基本調査は5年ごとに実施され、本年実施の2012年調査結果は来年7月までに公表される予定である。家族の介護や看護を理由とした離職・転職状況がどのように変化しているかが注目される。

（調査・解析部主任調査員 吉田和央）

- (1) 事業所調査は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所を対象として10月1日現在の状況を調べている。岩手県、宮城及び福島県は11年度調査対象に含まれていない。
- (2) 常用労働者5人以上を雇用している民営事業所を対象とした事業所調査による。
- (3) 就業構造基本調査では、転職就業者および離職非就業者の離職理由を調べている。2007年調査が対象としている02年10月～07年9月の離職者の離職理由についての集計結果については、高齢社会白書や男女共同参画白書などで取り上げられている。